

とやまエコ・ストア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、レジ袋削減、3R活動、低炭素化の取組み等の環境配慮行動を消費者と協働で積極的に推進する事業所を登録することにより、県民総参加の運動によるその取組みの拡大を通じて、県民へのエコライフ定着を促進することを目的とする。

(登録)

第2条 とやまエコ・ストア連絡協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、次の各号の基準（以下「登録基準」という。）に適合する小売店舗を「とやまエコ・ストア」として登録するものとする。

- (1) 小売業等に該当する県内の事業所であること。
- (2) 別表1の区分ごとに、重点項目について1項目以上に取り組み、かつ、自由項目の取組みを1項目以上設定すること。ただし、重点項目の2項目以上に取り組む事業所については、自由項目の取組みの設定は必ずしも必要ないものとする。
- (3) 前号の項目ごとの取組実績について、会長が要領で別に定める期日までに情報を提供することができること。
- (4) 登録申請時又は運用時において、会長の依頼を受けた県民団体等が行う現地確認への協力が可能であること。
- (5) 会長が別に定める統一行動及び県、市町村等が行う環境保全事業への協力に努めることが可能であること。
- (6) その他、この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(申請)

第3条 前条の規定による登録を受けようとする者は、事業所ごとに、様式第1号による申請書を会長に提出するものとする。ただし、複数の事業所を有する法人若しくは個人、同一業種の事業者で組織されている団体又は商店街若しくはそれに類する商業施設の集合（以下「商店街等」という。）であつて、かつ、それらの複数の事業所において同一の取組み（重点項目に限る。）を行っている場合は、その法人、個人、団体又は商店街等は該当する事業所を一括して申請することができる。

- 2 会長は、前項の登録の申請があつた場合において、協議会の意見を聴き、その内容が別表1の区分の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の内容の欄に掲げる登録基準に適合すると認めるときは、事業所ごとにこれを登録するものとする。
- 3 会長は、前項の登録に際し、環境とやま県民会議会長にその旨を上申し、登録の了承を受けるものとする。
- 4 申請期間は、原則年1回とし、具体的な申請期間は会長が別に定めるものとする。
- 5 会長は、第2項の登録をした場合は、登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）にその旨を通知し、会長が別に定める様式によるとやまエコ・ストア登録証（以下「登録証」という。）及び店頭掲示用プレートを交付するものとする。
- 6 登録証、店頭掲示用プレート及び統一シンボルマークの取扱いについては、要領で別に定める。

(登録期間等)

第4条 登録の有効期間は、登録があつた日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 登録事業所は、前項の期間満了の後も引き続き登録しようとするときは、有効期間が満了する日までに前条第1項の申請を再度行うことができる。

(変更の届出)

第5条 登録事業所は、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該変更があつた日から30日以内に、様式第2号による変更届を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の変更により登録基準に適合しなくなるおそれがあると判断した場合は、協議会の意見を聴き、登録事業所に対し、必要な事項の改善を求めることができる。

(登録の取消し)

第6条 会長は、登録事業所が登録基準に適合しなくなったと認められる場合、又は前条第1項の規定による届出をしなかった場合は、協議会の意見を聴き、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による登録の取消しにより損失が生じたときは、登録事業所がその責めを負う。

(登録の取下げ)

第7条 登録事業所は、事業を廃止したとき、又は登録を取り下げようとするときは、登録証及び店頭掲示用プレートを添えて、様式第3号による取下届を会長に提出しなければならない。

(登録事業所の役割)

第8条 登録事業所は、店頭掲示用プレートを店頭等に掲示するとともに、登録した環境配慮行動の推進、その意義や環境負荷低減効果等の情報の消費者への提供等を実施することにより、県民のエコライフ拡大に努めるものとする。

2 登録事業所は、業態から困難であるものを除き、可能な限り多くの区分での登録を目指すものとする。

3 登録事業所は、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに、別表1の区分の欄に掲げる区分ごとに、同表の情報提供項目の欄に掲げる項目について会長に取組実績を情報提供するものとする。

4 登録事業所は、登録申請時又は運用時において、会長の依頼を受けた県民団体等が行う現地確認への協力を行うものとする。

5 登録事業所は、会長が別に定める統一行動への参加に可能な限り努めるものとする。

6 登録事業所は、県、市町村等が実施する環境保全事業への協力に可能な限り努めるものとする。

(県民団体の役割)

第9条 県民団体は、申請時又は運用時において、会長の依頼を受け、登録申請のあった事業所又は登録事業所の現地確認への協力に努めるものとする。

2 県民団体は、登録事業所が行う環境配慮行動、行政が行う情報提供等への協力に努めるものとする。

(行政の役割)

第10条 行政機関は、登録事業所の環境配慮行動の推進及び県民へのエコライフ定着が促進されるよう、県民及び事業者に対する適切な情報提供に努めるものとする。

2 行政機関は、登録事業所の登録内容の周知に努めるものとする。

(顕彰)

第11条 会長は、登録事業所の取組み意欲の向上を図るため、第8条第3項に基づき提供された情報等を参考に、登録事業所の先進的・効果的な取組みの顕彰のために必要な事務を行うものとする。

(報告及び現地確認)

第12条 会長は、必要に応じて、登録基準への適合状況等について、登録事業所から報告を求め、又は現地確認を行うことができる。

2 会長は、登録申請時又は運用時において、必要に応じて県民団体に協力を求め、現地確認を行わせることができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、生活環境文化部環境政策課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 6 日から施行する。

別表1（第2条関係）

登録基準

下表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の内容の欄に掲げる基準に適合していること。

区 分		内 容	情報提供項目
重 点 項 目	①	レジ袋無料配布廃止 ・レジ袋無料配布廃止 ・収益金の地域の環境保全団体等への寄附	・マイバッグ持参率 ・その他、要領で別に定める事項
	②	資源物の店頭回収 ●業種ごとに登録要件を設定 ・要領で別に定める使用済みの商品又は容器・包装の店頭回収 ・その他これに準ずるものとして要領で別に定める取組み	・店頭回収品目及びその回収量 ・その他、要領で別に定める事項
	③	環境に配慮した空調温度設定及び環境配慮型商品の販売促進・取扱い ●業種ごとに登録要件を設定 《全業種共通》 ・事業所内空調温度の会長が別に定める温度への設定及びそれに伴うCO ₂ 削減効果等の明示 《業種ごとの要件》 ・要領で別に定める環境配慮型商品の販売促進・取扱い及び当該商品がCO ₂ 削減に寄与する理由の明示 ・その他これに準ずるものとして要領で別に定める取組み	・空調温度設定に伴うCO ₂ 削減量 ・環境配慮型商品等の取扱い品目数 ・その他、要領で別に定める事項
	④	プラスチックトレイの削減・転換 ●業種ごとに登録要件を設定 ・要領で別に定めるプラスチックトレイの削減・転換に係る取組み及びその自主目標の設定 ・その他これに準ずるものとして要領で別に定める取組み	・プラスチックトレイの削減・転換に係る取組みの自主目標及びその年度の実績 ・その他、要領で別に定める事項
自 由 項 目		事業所が自ら取り組む環境配慮行動 〔例〕 ・太陽光発電の導入 ・照明のLED化 ・電気自動車の購入 ・食品廃棄物の肥料化 ・地域の清掃/美化活動 ・環境学習会の開催 ・その他、事業所独自の環境保全活動 など	〔事業所が自ら取り組む環境配慮行動の実績について任意に情報提供〕

とやまエコ・ストア登録申請書

平成 年 月 日

とやまエコ・ストア連絡協議会長 殿

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人及び団体にあっては〕
名称及び代表者の氏名〕

連絡先
所 属
氏 名
電話番号

とやまエコ・ストアとしての登録を受けたいので、とやまエコ・ストア制度実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称	
2 事業所所在地	
3 備 考	

※ 同一の取組み（重点項目に限る。）を推進する事業所が複数ある場合は、別紙（任意様式）により事業所の名称、所在地を記載してください。併せて、自由項目の設定が事業所ごとに異なる場合は、別紙により事業所ごとの取組み（自由項目に限る。）を記載してください。

（添付書類）

- ・とやまエコ・ストア登録基準の適合状況
- ・取組状況の分かる写真及び資料等※

※ 同一の取組み（重点項目に限る。）を推進する事業所がある場合、代表する事業所の取組み内容について別紙（任意様式）により1つの申請で登録することができるものとする。

○ とやまエコ・ストア登録基準の適合状況

(各基準に取り組んでいる項目に○印をつけ、その取り組み内容を記入すること。)

区分	基準	チェック項目	取組内容等
1 業種	小売業等に該当する県内の事業所であること		《業種》 _____
2 取組み項目	重点項目	①レジ袋無料配布廃止に取り組んでいること	
		②資源物の店頭回収を実施していること	
		③低炭素化の取組みを実施していること	
		<u>全業種共通</u> の要件 (事業所の適切な空調温度設定)	
		<u>業種ごと</u> の要件	
	自由項目	④プラスチックトレイの削減・転換の取組みを実施していること	
3 情報提供	取組実績の	事業所独自の環境配慮行動の取組みを設定していること (自由項目の設定)	
4 への協力	現地確認	取組実績について、協議会に情報提供することができること	
5 への協力	統一行動等	申請時又は運用時において、消費者団体等が行う現地確認への協力が可能であること	
6 備考		協議会が別に定める統一行動及び県、市町村等が行う環境保全事業への協力が可能であること	

とやまエコ・ストア登録変更届出書

平成 年 月 日

とやまエコ・ストア連絡協議会長 殿

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人及び団体にあつては
名称及び代表者の氏名 〕

連絡先
所 属
氏 名
電話番号

とやまエコ・ストア制度実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録事業所名		
2 登録番号		
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 その他特記事項		

※ 同一の取組み（重点項目に限る。）を推進する事業所が複数ある場合は、別紙（任意様式）により事業所の名称、所在地を記載してください。併せて、自由項目の設定が事業所ごとに異なる場合は、別紙により事業所ごとの取組み（自由項目に限る。）を記載してください。

（添付書類）

- ・ とやまエコ・ストア登録基準の適合状況
- ・ 取組状況の分かる写真及び資料等※

※ 同一の取組み（重点項目に限る。）を推進する事業所がある場合、代表する事業所の取組み内容について別紙（任意様式）により 1 つの申請で登録することができるものとする。

とやまエコ・ストア登録取下届出書

とやまエコ・ストア連絡協議会長 殿

平成 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
〔法人及び団体にあつては
名称及び代表者の氏名〕

連絡先
所 属
氏 名
電話番号

とやまエコ・ストア制度実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録事業所名	
2 登録番号	
3 取下理由	

※ 同一の取組み（重点項目に限る。）を推進する事業所が複数ある場合は、別紙（任意様式）により事業所の名称、所在地を記載してください。